

～お知らせ～

◎わな猟免許・第一種猟銃免許・猟銃所持許可の取得補助金

- 仁木町では有害鳥獣対策に係る有資格者の後継者を育成することを目的として、わな猟免許などの資格取得に対する経費の補助を行います。

○補助内容

対象となる資格	補助上限額	平成 30 年度補助定員数
わな 猟 免 許	14,000 円	2 人
第一種銃猟免許	17,000 円	2 人
猟銃所持許可	75,000 円	2 人

- ・ 補助対象とする経費は裏面記載のとおりです。
- ・ 「第一種銃猟免許と猟銃所持許可」は、本補助を受けることによって両資格を取得する場合に対象となります。
- ・ **本制度により、補助を受けたことのある資格は補助対象外です。**

○対象者

次の3つの項目すべてに該当する方

- ① 資格取得日現在において、50歳以下の方で、仁木町に住所を有する方
但し、わな猟免許は年齢制限はなし
- ② 資格取得後 10 年間は北海道猟友会 仁木支部及び仁木町鳥獣被害対策実施隊に加入して有害鳥獣被害の軽減に貢献できる方
- ③ 町税などの未納及び延滞のない方
(世帯員を含む。)

○手続き

- ・ 補助を希望する方は、各資格取得の手続きを行う前に、仁木町へ事前相談及び申請書の提出をお願いします。
- ・ 予算に限りがあるため、申請書は先着順で審査を行います。

○担当

仁木町産業課 TEL0135-32-2515

資格	補助対象経費
わな猟免許 第一種銃猟免許	(1) 狩猟免許予備講習料 (2) 狩猟免許申請手数料 (3) 診断書作成手数料
猟銃所持許可	(1) 初心者講習手数料 (2) 教習資格認定申請手数料 (3) 診断書作成手数料 (4) 身分証明書手数料 (5) 戸籍抄本交付手数料 (6) 住民票交付手数料 (7) 火薬類譲受許可申請手数料 (8) 射撃教習受講料 (9) 所持許可申請手数料